

塩竈市長期総合計画審議会設置条例

昭和45年1月23日

条例第3号

(設置)

第1条 本市の基本構想に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、塩竈市長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭56条例13・全改)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本市が定める長期総合計画に関すること。
- (2) その他市長が長期総合計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、市長が委嘱する委員25人以内をもって組織し、委員の任期は、2年とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(昭56条例13・一部改正)

(委員外の者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(幹事及び書記)

第7条 審議会に幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、市の職員のなかから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて庶務を処理する。
- 4 書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年7月条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

*****地方自治法抜粋*****

第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。